

広島港港湾計画書

— 一部変更 —

平成22年11月

広島港港湾管理者
広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 1月 広島港地方港湾審議会
- ・平成11年 3月 港湾審議会第168回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成13年12月 広島港地方港湾審議会
- ・平成16年 3月 広島港地方港湾審議会
- ・平成17年10月 広島港地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 広島港地方港湾審議会
- ・平成20年 1月 広島港地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会
- ・平成22年 8月 広島港地方港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会

の議を経た広島港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 土地造成及び土地利用計画.....	2

変更理由

近年の港湾物流における情勢変化に対応するとともに、魅力的な港湾空間の形成を図るため、宇品地区及び出島地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

土地利用計画

(単位：ha)

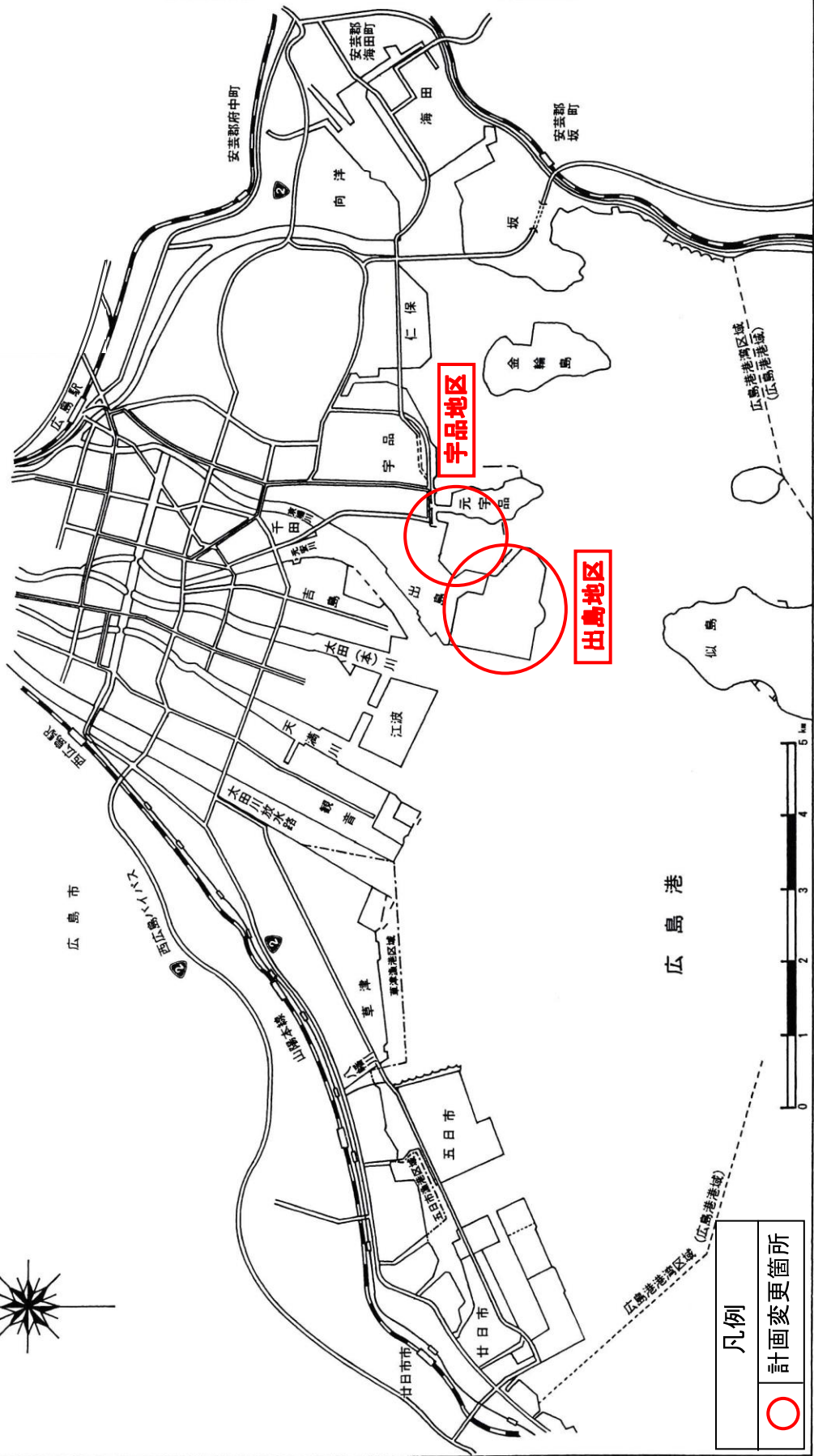
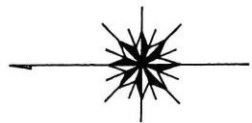
用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
	宇品地区	(29) 29	(15) 15	(16) 16	(22) 22	17	(9) 22	(14) 14
出島地区	(43) 43	(37) 37	(21) 21	(11) 11	3	(6) 8	(33) 33	(151) 156

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

広島港湾計画位置図



凡例
 ○ 計画変更箇所



広島港港湾計画図

(宇品地区、出島地区)



凡 例		
	防波堤	(既 設)
	防波堤	(既定計画)
	航路・泊地	(既 設)
	航路・泊地	(既定計画)
	公共岸壁	(既 設)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	公共物揚場	(既 設)
	公共船揚場	(既 設)
	専用岸壁及び専用物揚場	(既 設)
	ドルフィン	(既 設)
	小型さん橋	(既定計画)
	埠頭用地	(既設・工事中)
	埠頭用地	(既定計画)
	緑 地	(既設・工事中)
	緑 地	(既定計画)
	臨港道路	(既設・工事中)
	その他道路	(既 設)
	その他の用地	(既設・工事中)
	その他の用地	(既定計画)
	その他の用地	(今回計画)

